

受給者本位と必要の社会的構築

岡部耕典

1. 福祉サービスの給付制度化と消費者主権主義について

「当事者主体」・「利用者本位」。厳密に言えばこれらの言葉の背景は異なるのかもしれないが、これまでの知的障害児・者への「処遇」の歴史の文脈においては、「支援にあたる側に基本的な姿勢を強調する言葉」として、ほぼ同じ意味で用いられてきた。

「受給者本位」という概念は、これらの言葉の下位の概念のようにも思え、しかしこの言葉によって、例えば「対等の関係」という言葉の持つ意味へと接近しうるようにも感じる。そう言う意味から、「受給者本位」という概念を説明してほしい。

...日本精神神経学会シンポジウム PPT を使って報告

2. 必要(ニーズ)の社会的構築について

「生きていくために欠くことのできない」ニーズというものを了解しながらも、状況の中ではそれが様々に解釈されていくという現実がある。そのニーズを「欠くことができない」と誰がどのように判断するのか。そこには、一定の合意を生み出す働きが必要となるが、それを、双方が「動いている」中で、単純に「物差し」をあてることでは解決するのだろうか。一方で「社会」のなかでの一定の結論の導き方を期待するところもある。(立場性を背負った)自分の生き方として考えないと結論は出ないのかもしれないが、自分の中で整理できないままにあるこういった問題に焦点をあててほしい。

...社会学 / 社会政策学の議論を引用しながら報告

ISBN4-7053-2284-3

C0036 ¥2000E

定価(本体2,000円+税)



9784705322841



1920036020003

障害者自立支援法とケアの自律
パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント

障害者自立支援法と ケアの自律 パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント

岡部耕典



- 序章 障害福祉/運動 2003-2005
- 第1部 障害者の自律/自立生活支援と福祉の保険化
- 第1章 障害者の自律/自立生活支援
- 第2章 障害福祉と社会福祉基礎構造改革
- 第3章 障害福祉の保険化
- 第II部 障害福祉の利用制度化/給付制度化
- 第4章 利用の原理と給付の基準をめぐっての考察
- 第5章 必要と割当の調整基準とメカニズム
- 第6章 給付簡便と受給支援
- 第III部 パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント
- 第7章 自律/自立生活支援とものためのシステム
- 第8章 自律/自立生活支援のシステムモデル
- 第9章 障害福祉の給付制度の再編



岡部耕典

明石書店

明石書店

必要の社会的構築

「福祉という再分配」とそのための財の調達

「福祉という再分配」の前提となる「財の調達」とは、他者の所有物を任意あるいは強制的に贈与してもらうことである（代表的なものとして税金）。そうすると、このような贈与には、こうした再分配の目的が正当であることに同意してもらう必要がある（と考える人が多い）。つまり、調達と分配の結節点に立つ福祉の実施者（国や自治体などの公）は、なぜこのような再分配が必要なのか、財の提供者に説明する義務が生じることになる（と考える人が多い）。

財の調達における正当性を説明するロジックとしては、福祉が社会的機能と福祉的機能という二つの機能を果たすがゆえに正当であると説明されるのが一般的である。

福祉的機能 = 分配を受ける個々人の必要（ニーズ）を充足する機能
社会的機能 = 財の提供者が所属する社会に対して福祉が果たす機能（「社会防衛」を含む）

財の提供者である社会にとって、社会的機能は理解しやすいが、福祉的機能は理解しにくい。これが、「福祉という再分配」における第1の（古典的な）論点となる。

消極的に定義されたものとしての<福祉> ...見田宗介(1996)「現代社会の理論」岩波新書

「（「南の貧困」とは）GNP が低いから貧困なのではない。GNP を必要とするシステムの中に投げ込まれてしまったうえで、GNP が低いから貧困なのである。」(p.107)

「（「北の貧困」とは）システムの排出物である。つまりシステムの内部に生成されながら外部化されるものである。『現在の豊かな国々』において、この貧困の相当部分は、じっさいには種々の政策的『手当て』をとおして救済されている。」(p.112)

「この社会の原理的なシステムによっていったんは外部化され『排出』された矛盾の、第二次的な『手当て』であり『救済』であるという構造は、この『福祉』という領域を、基本的に傷つけられやすいvulnerableものとしている。危機の局面にはいつも、『削減』や『節約』や『肩代わり』や『自己負担』や『合理化』の対象として議題の俎上にのせられるものとしている。<福祉> welfareというコンセプトが、（その原的な目的性においてではなく、）システムの矛盾を補欠するものとして、消極的な定義しかうけていないからである。」(pp.113-114)

社会という「システムの内部に生成されながら外在化」された「福祉」は、「危機の局面にはいつも、『削減』や『節約』や『肩代わり』や『自己負担』や『合理化』の対象として議題の俎上にのせられる」ことになる。

つまり、「福祉（という再分配）」が必要であることの「積極的な定義」が必要となること、これが第2の（社会学的な）論点となる。

必要(need)と需要(demand) ...武川正吾(2001)「福祉社会」有斐閣

「需要とは、個人ないし集団が、主観的な欲求に基づいて、何らかの資源を入手したいと思っている状態」(p.23)

「需要は、個人や集団などの主体の選好に帰着するという意味で主観的である。これに対して、必要は、個人の恣意を超えた価値判断、あるいは規範に基づいているという意味で客観的である。また、需要は人びとの欲望に基づいているのに対して、必要は、そうした欲望を超えた何らかの道徳に結びついている。また、需要は、その実現の有無が快・不快につながるという意味で、利害と関連するのに対して、必要は、その実現の有無が正・不正につながるという意味で、善悪に関連している。」(p.26)

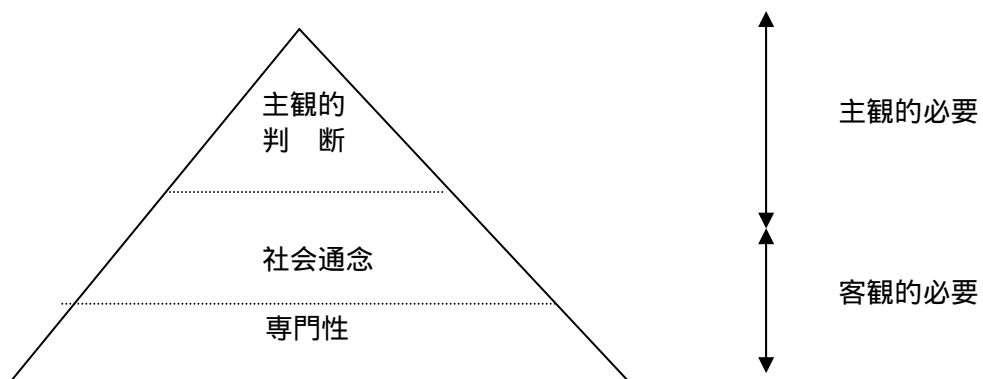
需要に基づく社会政策 = 人びとがそれを強く求めているから、という理由で実施される社会政策
必要に基づく社会政策 = 人びとの必要の大きさによって優先順位が決められる社会政策
(pp.40-41)

つまり、「福祉の積極的な定義」として「需要ではなく必要」ということを主張することが、第3の(社会政策学の)論点となる。

しかし、(誤解されやすいのだが)ここで「(悪しき)需要」と考えられているのは「行政需要」(p.42)であり、利用者の「主観的必要」は、felt need として尊重されるべきものとされている。(p.72) (「ニード」ということばを用いないのも、主観的必要を認めない「専門家支配に加担する」(p.33)からである。)

必要の判定の基準と主体 ...武川正吾(2001)「福祉社会」有斐閣

【必要判定の階層構造】(p.70)



専門性(あるいは科学)に基づく必要判定

例：手術が必要だという医者判断

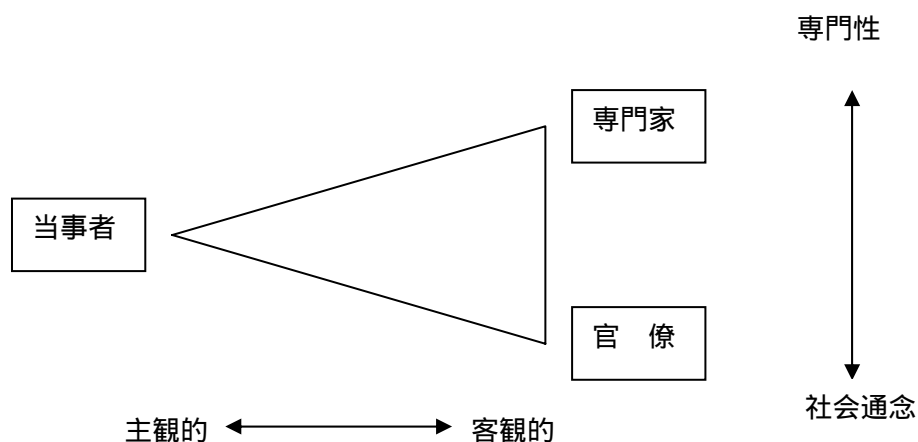
社会通念(あるいは常識)に基づく必要判定

例：飢え死にしそうな人を見殺しにはできないという社会通念

主観的な判断

例：社会参加のために、ガイドヘルパーが欲しい

【必要判定の基準と主体】(p.75)



構築される必要のダイナミクス

つまり、当事者と官僚と専門家の三角関係のなかで「訴えること」「聴くこと」「話し合うこと」「理解すること」が、福祉という必要の社会的構築の基本構造である。

その際に留意されるべきこととして、

○「直感的な必要」(felt need)を重んじ「当事者の声を聴く」ことの意味

専門性や社会通念に基づく客観的な必要判定は誤謬に陥らないという保証はない。
客観的な必要判定は、必ずしも疑問の余地のない明確な形で示されるとは限らない。
第三者による必要の判定は、権力的なものになりがちである。

○「構築される必要」のダイナミクス

必要を訴えること / 必要に共感すること / 必要を共有すること /
影響し影響されること / 個人だけでなく（共に）社会のほうにも働きかけること / ...

「結局、折衷主義的な言い方になってしまうが、必要の判定に関しては、総合的に判断する、としかいいようがないだろう。これが実際的な方法である。重要なことは、必要の判定を回避することではなくて、合理的な討論に付して、社会的な合意を得ることである。」(p.76)

ここに、ストリートレベルの官僚やソーシャルワーカーの「醍醐味」がある、と考えることができるかどうかポイントとなる。